

大学共同利用機関法人自然科学研究機構監査室規程

平成26年4月1日

自機規程第96号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第18条の6の規定に基づき、監査室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 監査室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 内部監査の企画、立案及び実施に関すること。
- 二 内部統制の機能状況の検証に関すること。
- 三 監事及び会計監査人との連携に関すること。
- 四 その他監査に関すること。

(組織)

第3条 監査室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、監査室の業務を総括する。

- 2 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する者が、その職務を代理する。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 事務局の事務職員 若干名
- 二 国立天文台、核融合科学研究所及び岡崎統合事務センターの事務職員 各2名
- 2 前項第1号の室員に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構監事監査規程（平成16年機構長・監事協議決定）第12条第1項に規定する補助職員を含むものとする。

(任期)

第6条 前条の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 監査室の庶務は、第5条第1号の室員において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、監査室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。